

1 法人運営事業 推進目標4－(3)

(1) 法人組織体制の充実・強化

- ① 社会福祉法の改正に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした法人組織として、運営基盤となる理事会、評議員会を定期的に開催し、組織運営の充実を図る。また、日常業務を遂行する上で必要な知識や技術を習得し、法令順守、事故予防の徹底を行う。
- ② 有益な情報提供を行うため、SNS（ソーシャルネットワークサービス）など新しい発信媒体の活用を検討し、効果的な情報を発信する。

(2) 職員研修の実施

- ① 職員の意識向上や資質向上のため、職場内研修を開催し、自己啓発、自己研鑽を図る。
 - ・役職員研修の実施
 - ・職員研修の開催 6回
 - ・丹波ブロック社協活動推進協議会研修の参加
 - ・産業医による健康講座の受講
 - ・安全衛生委員会の開催

(3) 災害支援センターの取り組み

- ① 常設の災害ボランティアセンターを通じて、災害支援情報の集約、相談対応を行う。
- ② 篠山市土砂災害防災訓練の参加に加え、社協独自の災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行う。
- ③ 市民ボランティアを募り、被災地の復興支援を行うため、市民ボランティアの派遣事業を行う。
 - ・東北への災害支援市民ボランティアバスの継続派遣 1回（学生）
 - ・兵庫県但馬地区への除雪ボランティアの継続派遣
 - ・災害発生地への職員及び災害支援市民ボランティアの派遣

(4) 篠山市社会福祉法人連絡協議会への参画

篠山市内で福祉事業を展開する 11 法人と連携を図り、福祉分野の垣根を越え、地域住民の福祉（生活）課題に適切に対応していくために、社会福祉法人が持つ公益性と専門性を発揮しながら、地域福祉の推進に組織的に取り組む。

2 ボランティア活動支援事業

推進目標2－(1)

(1) ボランティアセンター運営事業

① ボランティア活動支援

ア ボランティアに関する情報発信とコーディネート、相談機能の充実を図る。

イ ボランティア団体、市民プラザ、NPO 法人への情報発信と、情報交換の場へ参画し、福祉ニーズの把握と地域活動者を発掘する。

ウ ボランティア保険の加入促進を図る。

② 地域の福祉ニーズに対応するため、社協コミュニティーソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターと情報を共有し連携を強化する。

③ SNS を活用し、講座の案内やイベント情報の効果的な情報発信に努める。

(2) 養成講座の開催

ボランティア活動の啓発と、新たなボランティアの担い手を育成するため、ボランティア養成講座を開催する。

① 子育て支援ボランティア養成講座

・目的 子どもの居場所づくりの必要性と、子どもに寄り添った活動ができる子育て支援ボランティアを育成する。

・時期 7月 2回

② 傾聴ボランティア講座

・目的 高齢者や障がい者の不安や悩みに耳を傾け、心に寄り添い話を聴くボランティアを養成する。

・時期 6～7月 4回

③ 福祉レクリエーションボランティア養成講座

・目的 健康維持と仲間づくりのための福祉レクリエーションを学び、サロンや地域のイベントで活動するボランティアを養成する。

・時期 9月 2回

④ 地域福祉活動リーダー養成講座

・目的 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、様々な視点から支え合いについて学び、地区福祉会議のファシリテーターの役割や地域づくりを考える地域福祉活動リーダーを養成する。

・時期 10月～11月 3回

3 ボランティア活動費補助事業 推進目標 2 - (1)

(1) グループ活動費の助成

- ① 篠山市ボランティア連絡協議会の登録グループに、活動や運営に必要な経費を助成し、活動を支援する。

(2) グループ活動の支援、育成

- ① 地域で活動するボランティアグループの情報収集、提供、相談を行い、ボランティアグループの拡充と、継続的な活動を支援する。
- ② 養成講座の開催や広報活動により、新たなボランティア活動者の育成や、ボランティアグループの立ち上げを行い、会員の増加を図る。

4 集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業） 推進目標 2 - (3)

- ① ひとり暮らし高齢者や地域で見守りが必要な方の孤立感の解消と、心身機能の維持向上、また地域住民がふれあう交流の場づくりとして、市内の 18 自治会を補助対象自治会に 2 年間指定し、ふれあい・いきいきサロン事業を実施する。

・実施自治会：18 自治会

新 規：9 自治会

2 年目：大上、瀬利、東浜谷、北嶋、後川上の西、小倉、高坂
西吹、小枕（9 自治会）

- ② 気軽にサロンを立ち上げ継続ができるように、いきいき倶楽部の立ち上げを含め、情報提供や運営指導を行う。
- ③ 補助終了後、サロン活動が休止した自治会の休止要因を把握し、活動再開に向けた取り組みを支援する。
- ④ ふれあい・いきいきサロン交流会を開催し、サロン運営に関する情報交換の場を提供する。

5 給食サービス事業 推進目標 3 - (3)

- ① ボランティア、障がい者福祉事業所により、概ね 70 歳以上の一人暮らし高

齢者、高齢者世帯へ昼食を配達し、利用者の安否確認を行う。

- ② 利用者やケアマネージャーを対象に、アンケート調査によるニーズ把握を行い事業に反映する。
- ③ サービスの周知活動を強化し、利用者とボランティア活動者を増やす。
- ④ ボランティアを対象にフォローアップ講習会を開催し、ボランティアの連携を深め、事業の充実を図る。
 - ・実施回数 年間 50 回 ※実施目標食数 (3,200 食/年)
 - ・利用者数 64 名/月平均
 - ・利用料 450 円/1 食

6 配食サービス受託事業 推進目標 3 - (3)

- ① 安否確認を兼ねた見守り型の宅配サービスとして、利用者の希望に沿ったサービスを継続する。
- ② 新規利用者が増加するよう、広報周知活動を強化する。
- ③ 緊急時の対応を確立し共有する。
 - ・毎週金曜日、年間 48 回実施 (約 2,400 食/年)
 - ・平均利用者数 : 48 名/1 回
 - ・利用料 : 500 円/1 食 (減免制度あり)

7 外出支援サービス受託事業 推進目標 3 - (3)

- ① 利用者の減少に伴い、効率的な配車を行う。
- ② 道路運送法における福祉有償運送制度に基づき、法令を遵守した安全な運行を行う。
- ③ 職員数 コーディネーター 1 名、運転員 3 名、管理者 1 名、車両台数 4 台
- ④ 交通安全講習を実施する。

8 生活福祉資金貸付事業 推進目標 3 - (2)

- ① 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や高齢者世帯などを対象に、生活再

建と更生を目的に、生活福祉資金の貸し付けを行う。

- ② 滞納者に対し、県社協の指針に基づき償還指導を実施する。
- ③ 各関係機関や専門機関、民生委員・児童委員との連携を図り、相談業務や償還指導を通じ、助言や生活の支援を行う。
- ④ 自立支援相談機関と連携し、支援体制を強化する。
 - ・実施 福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、緊急小口資金
臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活資金
 - ・対象 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

9 権利擁護支援事業（日常生活自立支援事業）

推進目標3－(4)

- ① 当制度で対応できないケースについて、社協内部、関係機関の会議や住民との支援者会議において、支援方法を検討する。
- ② スムーズに成年後見制度に移行できるよう、関係機関と連携を強化するとともに、社協が後見業務を行う法人後見事業について、調査研究を行う。
- ③ 権利擁護支援者養成講座(5回シリーズ)を開催し、生活支援員を養成する。
- ④ 事業概要や権利擁護支援について理解を深めるため、各関係者へ事業周知を行う。

10 介護機器貸出事業

推進目標3－(3)

- ① 在宅介護者を対象に、介護者の負担軽減を図るため、車いすや電動ベッドの貸し出しを行う。
- ② 制度や他の事業所が実施する貸出事業状況を把握し、貸出機種の検討を行う。

11 手話・点訳奉仕員養成受託事業

推進目標2－(1)

(1) 手話奉仕員養成講座(入門課程) 20回シリーズ 2講座

① 実施方法

ア 昼間 5月～11月に実施予定

イ 夜間 5月～11月に実施予定

- ② 初心者を対象とし、受講生を募集する。
 - ③ 昼間の講座は、子育て世代も対象にしているため、託児を行う。
- (2) 点訳奉仕員養成講座（初級） 6回シリーズ
- ① 実施方法 1月～2月に実施予定
 - ② 初心者を対象とし、受講生を募集する。

12 ファミリーサポートセンター事業

推進目標3－(3)

- ① 早期に事業周知を行うため、パパママ教室、乳児健診時での説明を継続して行う。
- ② 事業周知と子育て支援への理解が、協力会員の確保へつながるため事業説明の場を発掘し周知活動を継続する。
- ③ 安心な預かりを行うため長時間の預かりなど、協力会員の負担が大きい依頼は、調整時に十分な打ち合わせを行う。
- ④ ヒヤリハット事例があった場合は、双方の会員から十分に聞き取りを行い、協力会員で情報を共有できる体制を整える。
- ⑤ 依頼会員交流会では事業周知に加え、子育て中の保護者が集う場としての役割を強化するため、子育て相談なども加え、年間を通じての参加者を募る。

13 生活支援サービス体制整備受託事業

推進目標1－(2)

(1) 生活支援サービス体制整備事業

- ① 生活支援サービス体制整備事業の業務を統括する、生活支援コーディネーター1名（正規職員）を雇用し、3名体制で協議体の設置をはじめ地域の資源を開発する。
- ② 社協コミュニティソーシャルワーカーをはじめ各関係機関と連携し、各協議体で継続した協議を行い、地域の生活支援サービス体制整備に取り組む。

主な取り組み

- ・地域の福祉課題解決に向け、住民主体の協議体を設置し、継続した協議の場となるよう支援する。(19地区)
- ・各地域の生活支援サービス体制整備に向けた取組みを強化する。(19地区)

- ・民生委員児童委員協議会の定例会をはじめ、福祉関連会議へ出席する。
- ・地域のつどい場や生活支援情報を記載した、暮らし安全マップを発行する。

(2) 見守り支援サポーター事業 推進目標 2 - (2)

- ① 地域において、手助けをしてほしい人（依頼会員）と、お手伝いをしたい人（サポート会員）を会員登録し、家事の手伝いや話し相手、買い物などの生活支援サービスを実施する。
- ② パンフレットの配布、社協広報誌、ホームページの掲載により事業周知を行い、会員登録を促進する。
- ③ 身近な地域でサポーター養成講座を開催し、活動登録者の促進を図り、サービス提供体制を整える。
 - ・利用料 600 円 / 1 時間 (300 円 / 30 分)
 - ・講座名 サポート会員養成講座 3 回、サポート会員交流会 1 回

(3) 介護支援ボランティアポイント制度事業 推進目標 2 - (2)

- ① 介護保険施設でボランティア活動を行った 65 歳以上の方にポイントを付与し、ポイント数に応じて換金する。
- ② パンフレットの配布、社協広報誌、ホームページの掲載により事業周知を行い、登録者を増員する。
- ③ ポイントの付与対象となるボランティア活動について、市担当課と協議する。
 - ・広報誌「かわら版」(年 6 回 奇数月発行)
 - ・登録者の増員に向けて、施設、事業所と共に PR 活動を行う。

14 赤い羽根共同募金運動（歳末たすけあい運動） 推進目標 4 - (4)

(1) 赤い羽根共同募金運動

- ① 「助け合い 広がる つながる 赤い羽根」をスローガンに、10 月を強化月間として自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、関係機関などの協力を得て、募金活動を実施する。
- ② 期間拡大の取り組みについて、募金推進委員会で協議を行う。
- ③ オリジナル資材の作成と、その資材を活用した募金活動について検討を行う。
- ④ 法人募金、寄付金付商品募金の取り組みを強化する。
- ⑤ 広報誌、ホームページの掲載に加え、PR 紙による啓発方法を検討する。
募金活動：戸別募金、街頭募金、法人募金、学校募金、職域募金、オリジナルバッジ募金、寄付金付商品募金

協 力 者：自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア

(ア) 配分事業

- ① 寄付者の意見を反映させた配分方法と、この運動が住民にとって、わかりやすく透明性のある運動として浸透するよう、募金推進委員会において検討を行う。

○共同募金配分金事業会計（地域配分金事業）による主な事業

配分事業名	配分金額	備 考
給食サービス事業	871,000 円	老人福祉活動費
友愛訪問事業	600,000 円	
子ども一時預かり事業	105,000 円	児童・青年福祉活動費
福祉学習推進事業	230,000 円	
社会的ひきこもり就労支援事業	158,000 円	
要保護児童への支援事業 (こども食堂)	628,000 円	
ボランティア活動支援事業	100,000 円	福祉育成・援助活動費
ボランティア連絡協議会事業	370,000 円	
福祉大会事業	513,000 円	
福祉委員活動事業	1,169,000 円	
地区福祉会議事業	334,000 円	
ふれあい・いきいきサロン事業	142,000 円	
心配ごと相談所事業	134,000 円	
広報・調査事業	1,189,000 円	
民協活動費助成	274,000 円	
福祉団体育成事業	439,000 円	
計	7,256,000 円	

(2) 友愛訪問事業 推進目標 2 - (2)

- ① 民生委員・児童委員の協力を得て、見守りの必要な 65 歳以上の独り暮らし高齢者を対象に、利用者の誕生日にプレゼントを手渡し、友愛訪問を実施する。訪問を通じて、利用者の生活状況や課題を把握し、地域の様々な社会資源の活用を図り、見守りネットワークの構築を図る。
- ・対象 概ね 65 歳以上の独り暮らし高齢者 (1,580 名)

- ② 篠山市老人クラブ連合会と共同で、101 歳以上の高齢者に鉢植えを手渡し、長寿を祝う。
- (3) 子ども一時預かり事業 推進目標 3 - (3)
- ① 一時的に子どもを預かり、子育て中の保護者の負担やストレスを軽減することで、よりよい子育て環境が整うよう支援する。
- ② 広報や、篠山市の子育てアプリなどを通じて、子育て中の保護者に周知する。
- ③ 他の子育て事業との兼ね合いを考え、独自の事業となるように見直しを図る。
- (4) 福祉学習推進事業 推進目標 1 - (3)
- ① 福祉学習メニューの提案や講師を紹介し、学校や地域において多種多様な福祉学習ができるよう支援を行う。
- (5) 社会的ひきこもり就労支援事業 推進目標 3 - (3)
- ① 社会復帰に向けたきっかけづくりとして、喫茶ふれあいで調理補助として就労支援を行う。(喫茶ふれあい事業会計、法人運営事業会計)
- ② 社協のイベントにおいて、弁当販売の就労支援を行う。(法人運営事業会計)
- ③ 社会と接する機会を作るため、当事者の居場所に喫茶ふれあいを活用し「若者広場づくり事業」を立ち上げ、社協業務の事務処理や配送業務などによる就労支援を行う。(共同募金事業会計)
- (6) 要保護児童への支援事業 (こども食堂) 推進目標 3 - (3)
- ① こども食堂 (社協主体)
- ア こども支援連絡会議
- ・ ささっこ食堂、地域で実施するこども食堂について、関係機関と連携を図り、子どもの孤食、貧困、課題を抱える世帯への支援について意見交換を行う。
- イ ささっこ食堂
- 実施期間 夏休み 6 日間、冬休み 3 日間の計 9 日間
- 対 象 者 課題を抱えている家庭の幼稚園児から中学生
- 内 容 学習支援、調理実習、食事、工作、レクリエーション
- ② こども食堂 (地域主体)
- ・ こども食堂が地域で実施できるよう、地域と連携し支援を行う。
 - ・ コープこうべのフードバンク利用と、SNS 配信を使った地域のフードバンクを整備する。
- ③ こども食堂モデル事業補助金
- ・ 地域で実施のこども食堂に、運営に必要な経費を助成し活動を支援す

る。

(7) 社会福祉大会 推進目標4-(3)

- ① 社会福祉の原点を見つめ直す機会として位置づけ、社会福祉大会を開催し、広く住民に参加を呼びかけ、福祉への理解と協力を求める。
- ② 福祉委員連絡会によるパネル展示に加え、認知症カフェの紹介や、障がい者福祉事業所による物品販売、活動紹介など、講演内容に合わせた展示を行う。

(8) 福祉委員活動事業 推進目標1-(1)

- ① 誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、自治会長や民生委員・児童委員をはじめとした地域の方々と連携し、地域で開催される地区福祉会議や、ふれあい・いきいきサロンへ積極的に参加し、福祉活動の推進を図る。
- ② 19地区それぞれの福祉委員が集まり、地区の福祉活動について、情報共有、意見交換を行う。
- ③ 各研修会を通して、福祉委員のスキルアップを図り、地域内での活動の場を広げる。

- ・全体研修会 1回
- ・福祉委員スキルアップ研修会 1回
- ・福祉委員理事会 4回
- ・地域福祉リーダー研修会 1回
- ・広報編集委員会の開催 6回
- ・福祉委員通信の発行 7、11、3月の3回
- ・地区福祉委員会の開催(19地区) 1~2回

(9) 地区福祉会議 推進目標1-(1)

- ① 自治会や民生委員児童委員協議会、福祉委員連絡会を中心に、まちづくり協議会と連携して地域の福祉課題を協議し、解決に向けた取り組みについて話し合うことを目的に、地区福祉会議を開催する。生活支援コーディネーター及び地区担当のコミュニティワーカーを中心に、地域の実情の把握に努める。
- ② 福祉課題の解決に向けて取り組む、まちづくり地区単位の活動団体を支援するため「福祉でまちづくり応援モデル事業」を立ち上げ、「地域交流活動」「生活支援サービスの立ち上げにかかる活動」「地域ネットワークづくり活動」などの活動費を補助する。
- ③ 地区福祉会議で協議されたニーズや具体的な方策は、内容に応じて、自治会やまちづくり協議会、中学校区や市全域の単位で継続協議を行えるよう、生活支援コーディネーター及び地区担当コミュニティワーカーが支援する。
- ④ 住民主体の地区福祉会議の実態を把握し、情報を共有することで、他の地域でも住民主体での開催ができるよう、情報の整理を行う。

(10) 心配ごと相談所事業 推進目標3-(2)

- ① 地域の身近な「よろず相談所」として、行政相談、人権相談と連携し、専任相談員（元民生委員・児童委員）と民生委員・児童委員が相談員となり、日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や援助を行う。平日の来所が困難な方に対応するため、休日開設（2回）を含め、年間56回開設する。
- ② 法的知識、専門的知識を要する場合は、専門の窓口を紹介し、各関係機関につなぐ。
- ③ 広報紙や事業を通じて、心配ごと相談所のPRを積極的に行うとともに、相談窓口として、地域包括支援センター、市のふくし総合相談窓口や高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター、各関係機関と連携し、相談の解決を図る。
- ④ 相談所の実施場所、回数、体制について検討を行うとともに、心配ごと相談員研修会、専任相談員研修・意見交換会を実施する。

○相談所開設予定

地区	開催日	開催時間
丹南	毎月の第1、3、5金曜日	午前9時～午前11時30分
篠山	毎月の第2、4金曜日	
城東	4月の第3木曜日（4/19）	午後1時30分～午後4時
西紀	6月の第1木曜日（6/7）	
今田	11月の第1水曜日（11/7）	
多紀	12月の第3木曜日（12/20）	

(11) 広報活動 推進目標4-(3)

- ① 社協活動の紹介と福祉に関する情報を掲載した広報誌及び社協活動パンフレットを発行し、社協活動のPRに努める。
 - ・社協広報誌 年6回発行
 - ・第4次 地域福祉推進計画発行
- ② ホームページの充実と、災害発生時の支援にも迅速に対応できるよう、フェイスブックなどのSNSの活用を検討する。

(12) 福祉団体育成事業 推進目標2-(1)

- ① 各福祉団体の事務局として運営に関わり、それぞれ独自の活動理念に基づく特性を発揮しながら、自立的な活動や組織運営ができるよう支援する。福祉団体の組織強化を通じて、地域や他団体との連携や協働を図り事業を実施する。
- ② 地域や時代に即した活動を展開できるようリーダーの育成を行い、組織運営のあり方について研修会や情報を提供し、人材の育成に努める。又、その活

動状況や役割が住民に理解できるよう、広報活動の充実を図る。

・篠山市老人クラブ連合会（6支部 会員 4,935名）

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、多年にわたり培ってきた知識や経験を生かし、「健康・友愛・奉仕」の三大運動を掲げ、地域の特色を活かした様々な活動を展開する。又、各研修会や大会へ参加し、高齢者の立場から責任ある提言を行い、リーダーの養成、事務局体制の整備・強化、休会クラブの支援を通じて、老人クラブの活性化を図る。次世代の会員獲得に向け、魅力あるクラブづくりを目的に、ニュースポーツ講習会などの新しい取り組みを提案する。

・身体障害者福祉協議会（会員 250名）

会員自らが事業を企画、立案する自主的な組織として、社会参加の促進、自立支援に関する事業と研修会を開催し、障がい者の自立を目指す。又、関係機関と連携し、障がい者に関する福祉制度やサービスを周知するため、広報活動を強化する。

・婦人共励会（会員 37名）

母子・父子家庭や寡婦の自立促進と福祉の向上を目的に、研修会や事業を開催し、生活基盤の充実に努める。又、それぞれの家庭に必要な制度を効果的に活用できるよう関係機関と連携し、必要な情報を提供する。

・手をつなぐ育成会（会員 83名）

知的な障がいのある人とその保護者、協力者で組織し、「どこに住み、働き、誰が支えるのか」をキーワードに、地域生活支援事業に取り組む。又、会員からの身近な相談をはじめ、関係機関との連携を進めながら、その人に合った生活を支援することを目的に、情報発信や会員からの福祉ニーズの把握に努める。

（13）歳末たすけあい運動 推進目標4-(4)

- ① 「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、パンフレットを発行し、自治会長や民生委員・児童委員などの協力を得て募金活動を実施する。
- ② 寄せられた募金は、地域歳末ふれあい交流事業をはじめとする、地域の「たすけあい」や「ささえあい」を目的とした活動に配分を行う。

実施期間：平成30年12月1日～31日

募金活動：戸別募金、街頭募金、その他

協力者：自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア

配分事業：地域歳末ふれあい交流事業、一人暮らし高齢者友愛訪問事業
障がい者福祉事業所支援事業、短期里親配分事業

1 5 緊急貸付資金事業・緊急支援給付金事業 推進目標3-(2)

(1) 緊急貸付支援事業

- ① 他の貸付制度が利用できない低所得世帯を対象に、緊急かつ一時的な資金需要に対し、貸し付けを行う。貸し付け時には、民生委員・児童委員と連携し、必要な援助を行い、借受世帯の日常生活支援を行う。
- ② 連帯保証人の設定について、規程の見直しを検討する。
 - ・貸付限度額 1世帯 100,000円
 - ・貸付対象者 低所得者、生活困窮世帯
- ③ 他の制度から支援の受けることが困難な低所得世帯及び生活保護申請者などの緊急かつ一時的なつなぎ資金として、保証人なしでの貸し付けを行う。
 - ・貸付限度額 1世帯 30,000円
 - *1日@1,000円を目安とし30日分
 - ・貸付対象者 低所得者、生活困窮世帯
 - ・対象経費 食料品、水道代、電気代、ガス代など緊急的に必要な経費

1 6 善意銀行運営事業 推進目標4-(4)

- ① 広く住民より金品の預託を受け、社会福祉の増進に努める。
- ② 預託者の意志に基づき、地域福祉事業や在宅福祉事業の財源として払い出しを行い、支え合える地域社会と社会奉仕の精神を育む。
- ③ 緊急的に食料支援が必要な方へ、食料品の払い出しを行う。

実施計画

- ・ボランティア活動補助事業
- ・集落等福祉活動事業
- ・福祉でまちづくり応援モデル事業

1 7 訪問介護サービス事業・障害者総合支援事業

推進目標 3 - (1)

- (1) 介護保険制度、障害者総合支援制度の改正に伴い、利用者の生活に不自由がないようにケアマネジャー、相談支援専門員と連携し対応する。
- (2) 利用者が軽度化しており、重度利用者のサービス提供ができるよう、人員確保と職員の資質向上に努める。

1 8 相談支援事業

推進目標 3 - (1)

- (1) 障害者相談支援専門員の資質向上を目的とした研修会に参加し、相談しやすい窓口となるように努める。
- (2) 利用者、家族からの相談に応じ、自立した日常生活を支援するため、各福祉サービス事業所の連絡、調整を行う。
- (3) 利用者のモニタリングを実施し、サービス等利用計画を見直す。又、新規相談に対応し、サービス等利用計画を作成する。
 - ① 総ケアプラン件数 55 件
 - ② 月平均モニタリング件数 30 件

1 9 居宅介護支援公益事業

推進目標 3 - (1)

- (1) 要介護状態にある利用者の心身の状況や環境などに応じて、ニーズを把握し、多様なサービスをフォーマル・インフォーマルに関わらず総合的に提案し、利用者の在宅生活における生活目標を実現するための支援計画（ケアプラン）を作成する。
 - ① 介護支援専門員 4 名（内、主任介護支援専門員 2 名）
 - ② 介護保険ケアプラン作成 130 件
 - ③ 介護予防ケアプラン作成 1 件（市外）
- (2) ケアプランに位置づけたサービス事業所・医療機関との連絡調整を行う。

- (3) 利用者の在宅生活をより良く支援するため、利用者・家族・サービス事業所の専門職、必要に応じて民生委員などの地域の支援者に出席を促し、サービス担当者会議を開催する。
- (4) 災害時行動マニュアルを作成する。
- (5) 特定事業所として、質の高いケアマネジメントを提供する。
 - ① 担当ケースの伝達を目的としたミーティングを週1回開催する。定期的に事例検討会を開催する。
 - ② 困難なケースは、適宜検討し解決する。解決できない困難事例は、地域包括支援センターと連携して解決を図る。
 - ③ 24時間体制で連絡・相談に対応する。
 - ④ 計画的に研修会に参加する。
 - ⑤ 篠山市や地域包括支援センターが開催する主任介護支援専門員連絡会、地区福祉会議、多職種連携会議及び介護支援専門員座談会などに積極的に参加する。
 - ⑥ 地域包括支援センターからの支援困難事例を受託する。
 - ⑦ 介護保険法を遵守し、運営基準に従って健全な事業運営を図る。
- (6) 篠山市からの要介護認定等訪問調査を受託する。
- (7) 篠山市の方針により、地域包括支援センターからの要支援者のケアプラン作成を受託せず、市外の要支援者のみ受託する。(現在1件)

20 東部・西部地域包括支援センター事業

推進目標3-(1)

(地域包括支援センター及び指定介護予防支援業務)

(1) 東部・西部地域包括支援センター

①介護予防ケアマネジメント業務

- ア 「基本チェックリスト」の聞き取りや、アセスメント力の向上に努め「自立支援型ケアマネジメント会議」に参加する。
- イ 「介護予防ケアマネジメント」の作成について、一部を居宅介護支援事業所などに委託していますが、要支援者のケアプランをすべて直営による実施に向け、市及び各居宅介護支援事業所と協議する。
- ウ 介護セミナーを東西地域包括の圏域ごとで、身近な形で開催する。

②総合相談支援業務

- ア 包括、社協、市と協働して総合事業を行うにあたり、具体的な対策について、職員が情報共有し相談者に解りやすく説明できるように取り組む。
- イ 定期的な「3 職種打ち合わせ」を継続し、「サポートリスト」から支援を行い、遅滞や隙間が出来ないように取り組む。
- ウ 地域包括支援センターの周知啓発に向け、PR チラシを作成する。また、関係機関の会議、ふれあい・いきいきサロンや住民の集う場で、高齢者の相談窓口として地域包括支援センターを周知する。
- エ 相談支援の流れを身に付け、個人のスキルをあげ他職種と連携し、支援ニーズを見逃さず適切な支援につなげる。

③権利擁護業務

- ア 高齢者虐待の早期発見・予防、成年後見制度の利用促進に向け、市及び権利擁護サポートセンターとの連携を強化する。また、申立支援だけでなく、社協の「権利擁護支援事業」の生活支援員や後見人などと連携を図る。
- イ 消費者被害の早期発見・予防に向け、地域住民への周知し、また総合相談受付票を利用し市消費者センターと連携する。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 社協で行っている地区福祉会議への参加や社協コミュニティソーシャルワーカーや、生活支援コーディネーターと連携を取りながら、地域課題の発見、地域資源の開発につなげる。
- イ 民生委員児童委員とケアマネジャーの交流会を開催して関係性を強化し、緊急時や災害時を含む見守りや声かけ、支援体制の構築につなげる。(各6支部・年1回)
- ウ 「主任介護支援専門員連絡会」にて事例検討を行い、アセスメント力や対応力の向上、「支援者支援」「地域づくり」を念頭に置きながら、地域の主任介護支援専門員の支援力や実践力の向上を目指す。(年6回開催)
- エ 「地域ケア会議」などを通じて把握した地域課題について、主任介護支援専門員連絡会において解決方法を検討し、社会資源の開発、マップや冊子の作成に向けて情報収集や、ホームページなどを活用して周知啓発を行う。
- オ 地域の主任介護支援専門員が主体的に取り組める「けあまネット」を後方支援で開催し、支援力向上とネットワークづくりを目標にした「顔の見える関係づくり」を継続して行う。(月1回、東西交互で開催)
- カ 「若葉まねっと」を開催し、経験の少ないケアマネジャーの困りごとや悩みを知り、共に支える方法を検討する。
- キ 駐在所と各事業所のケアマネジャーとの意見交換会を開催して関係性を強化する。(各包括圏域・年1回)

⑤地域ケア会議の開催

- ア 「個別地域ケア会議」「地区福祉会議」などをきっかけに、専門職と地域住民との顔の見える関係づくりを継続し、既存組織や地域とのつながりを深めるとともに、地域の課題について考える機会を継続する。
- イ 地域包括ケアシステム構築に向け、地域ケア会議のイメージ図を基に、個別の支援ニーズから「個別地域ケア会議」を開催し、「地域課題分析会議」の開催から多職種による専門職の意見から地域課題を考え、市が開催する地域包括ケア推進会議への提言につなげる。

⑥認知症対策事業

- ア 「ささやま認知症支援チーム」の一員として、認知症が疑われるが専門受信や支援に繋がっていない人への働きかけなど、保健師が中心となり支援を行う。
- イ 住民学習や健康教育・相談業務などに於いて「認知症気づきシート」や「認知症ガイドブック」を周知・啓発し、軽度認知症の方や認知症の支援に繋がるよう活用する。
- ウ 認知症当事者や家族を支援し、認知症への理解を深め地域で支えるため、住民や施設などが協働しながら地域主体の「認知症カフェ」の立ち上げや啓発活動を行う。
- エ 認知症カフェを実施している方同士のつながりを作るため、「認知症カフェ交流会（仮称）」の開催を検討し、行う。
- オ 地域の方や市、警察などと協力して、認知症状がある（不安のある）方が安心して地域に出られるように、「ひとり外出見守り模擬訓練（認知症徘徊模擬訓練）」を開催し、問題を抽出し地域課題を共有する。
- カ 「篠山市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク」に登録をされた方に対して、本人・家族の了解のもと専門職のみならず地域の方を交えた「個別地域ケア会議」を開催し、“いざというとき”だけでなく、日ごろからのつながりづくりを構築する。

⑦在宅医療と介護の連携推進事業

- ア 在宅支援に携わる専門職や病院関係者と連携し、重度者や入退院を繰り返す医療支援の必要なケースなど、退院調整ルールを順守し地域包括ケアシステムの構築を目指す。
- イ 医療・介護・福祉関係の他職種のネットワーク構築と課題抽出にむけ、「この指と一まれ」を開催し、市主催の「在宅医療介護連携推進協議会」へ課題の提言につなげる。

(2) 東部・西部指定介護予防支援業務

①介護予防サービス計画作成業務・介護予防ケアマネジメント作成業務

- ア 要支援認定者で「自立支援型ケアマネジメント会議」にて確認・評価を受

け現行サービス利用者判定された利用者に対し、アセスメントに基づいた必要なサービス利用の計画書の作成と給付管理を行う。

イ 現行のサービス継続者や「介護予防ケアマネジメント」に移行する利用者
に「総合事業」制度を説明のうえサービス計画を作成し、適正な給付管理
を行う。

ウ 総合事業に伴う「介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づき、「介
護予防ケアマネジメント」の作成業務運営を適正に行う。

2 1 喫茶ふれあい収益事業 推進目標 3 - (3)

(1) 喫茶ふれあい事業

- ・近隣施設の利用者や地域住民の憩いの場としての利用に加え、市や社協の
イベント利用など、安定した運営を行う。
- ・子育て世代やグループが利用しやすい雰囲気作りとPRを図る。

(2) 社会福祉事業の推進

- ・社会的ひきこもり就労支援事業と要保護児童への支援事業(ささっこ食堂)
の支援を引き続き行うことで、社会福祉事業の推進を図る。